

グリーンインフラを活用した魅力ある地域創出のあり方検討会

設立趣旨

グリーンインフラ推進戦略 2030 においては、地方創生の取組を行う自治体への財政的・技術的な支援や「まち・ひと・しごと総合戦略」等に基づいた、地方におけるGIの実装を目的に、「地域における地方創生実現のためのグリーンインフラガイドライン（仮称）を2026年度までに策定し周知」する必要性を位置づけている。

グリーンインフラは環境・社会・経済の多面的効果を有し、7つの社会課題への対応が期待されている。実施主体は公共から民間、住民まで多様であるが、特に自治体による公共事業での取組強化が重要である。自治体は部局横断で施策を展開しており、その多くは地方創生や魅力ある地域の創出を主たる目的としている。一方で、グリーンインフラは環境分野の取組と認識されがちであり、地方創生や魅力ある地域創出との関係性や具体的な活用手法が十分に共有されていない。

そのため、自治体による活用を促進するには、グリーンインフラの活用が地方創生や魅力ある地域創出につながることを明確に示すと同時に、自治体によるグリーンインフラの活用に係る阻害要因（制度・予算・人材）を特定の上で、これらを解消し、財源確保を含めた事業化のプロセスを支援するような、国側でのガイドライン整備が求められる。

そのため、グリーンインフラが地方創生や魅力的な地域創出に貢献するとの関係性を明らかにした上、自治体による財源確保を含む具体的な事業化手法の整理やこれらの自治体への普及・実装方策を検討することを目的として設立するものである。

(案)

グリーンインフラを活用した魅力ある地域創出のあり方検討会
規 約

(名称)

第1条 この検討会は、グリーンインフラを活用した魅力ある地域創出のあり方検討会（以下「検討会」という。）という。

(目的)

第2条 検討会は、自治体によるグリーンインフラを活用した魅力ある地域創出を推進するための方策について検討することを目的とする。

(委員)

第3条 検討会の委員は、別紙のとおりとする。

2 委員の任期は、検討会の検討が終了するまでの間とする。

(座長)

第4条 検討会に座長を置く。

2 座長は、事務局の推薦及び委員の確認により定める。

3 座長は、懇談会の議長となり、議事の進行にあたる。

4 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(事務局)

第5条 検討会の事務局は、総合政策局環境政策課が行う。

(委員以外の者の出席)

第6条 座長が必要と認めるときは、委員以外の者に対し、懇談会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

(議事の公開)

第7条 検討会は原則として非公開とする。ただし、特段の理由があるときは、公開とすることができる。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則 この規約は令和8年8月24日から有効とする。

(案)

グリーンインフラを活用した魅力ある地域創出のあり方検討会
委員名簿

欠塚 剛志	いなべ市役所 都市整備部 新産業創造課 課長補佐
金井 司	三井住友信託銀行（サステナビリティ推進部 シニアアドバイザー
佐藤 留美	NPO 法人 Green Connection TOKYO 代表理事
松崎 光弘	株式会社エーゼログループ Chief Research Officer ／地域創発研究所 所長
村上 暁信	筑波大学 システム情報系 教授

(敬称略・五十音順)